

環境影響評価法第四十八条第二項において準用する同法第十一条第四項の規定による国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

<p>改正案</p>	<p>環境影響評価法の規定による国土交通大臣が定めるべき港湾環境影響評価に係る指針に関する基本的事項</p> <p>第一 港湾環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</p> <p>二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 別表中「一般環境中の放射性物質」に区分される選定項目については、放射性物質による環境の汚染の状況に関しては放射線の量を把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする。</p> <p>別表</p>
<p>現行</p>	<p>第一 港湾環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項</p> <p>二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>別表</p>

環境要素の区分		影響要因の区分		存在・供用		
		細区分	細区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	-----			
		騒音・低周波音	-----			
		振動	-----			
		悪臭	-----			
		その他	-----			
		水環境	水質	-----		
			底質	-----		
			地下水	-----		
			その他	-----		
		土壌環境・その他の環境	地形・地質	-----		
	地盤		-----			
	土壌		-----			
	その他		-----			
	生物の多様性の確保及び自然環境体系的保全	植物	-----			
動物		-----				

環境要素の区分		影響要因の区分		存在・供用		
		細区分	細区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	-----			
		騒音・低周波音	-----			
		振動	-----			
		悪臭	-----			
		その他	-----			
		水環境	水質	-----		
			底質	-----		
			地下水	-----		
			その他	-----		
		土壌環境・その他の環境	地形・地質	-----		
	地盤		-----			
	土壌		-----			
	その他		-----			
	生物の多様性の確保及び自然環境体系的保全	植物	-----			
動物		-----				

